

2024年5月21日

白タク排除のための法制化の必要性についての意見

堀 天子
国峯 孝祐

2024年5月15日の第14回地域産業活性化ワーキンググループ会議において、国土交通省から、白タク対策についての摘発が困難な状況となっている認識がありながらも、法律上の手当てには実効性があるかは疑問であり、したがって白タク対策に関する法制化の必要はないとの答弁があった。

しかしながら、白タク行為を現状の法律のみで摘発することは困難である以上¹、白タク対策に関する法制化は必要であり、かつ実効性がある方策もあると考えるため、以下意見を述べる。

すなわち、白タク行為については、白タクドライバー、ブローカー、仲介業者の三者が関与して提供されている。ドライバーは日本において運送行為を行っているが、ブローカーや仲介業者はアプリや SNS、インターネット等によってサービス提供しており、特に仲介行為は海外で行われると捜査権の行使が困難となる。白タクドライバーはいわば末端に過ぎないため、白タクを撲滅していくためには、こうしたブローカーや仲介業者の摘発が重要である。

そのため、仲介業者を登録制とすることなどにより、正面から規制対象とし、かつ、当該規制を外国事業者にも及ぼして、無登録事業者に対する処罰規定を設けるべきである。また、あわせて、登録仲介業者や旅行業者など周辺業者に対する白タクなどの違法行為のあっせん禁止の規律を設けることで、そもそも違法な白タクをあっせんすること自体を禁止すべきである。なお、海外に所在する事業者の直接的な摘発は、正面から規制対象としたとしても引き続き困難である可能性はあるが、現在は幫助犯にとどまる仲介やあっせん行為を正犯とすることにより取締りは強化しやすくなるはずである。

この点、明確に法制化することによって、違法行為の排除が可能となった例としては、民泊新法（住宅宿泊事業法）の例がある。

すなわち、住宅宿泊事業法では、民泊を届出制により営むことが可能となったが、この届出住宅の仲介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に委託しなければならないものとされ（住宅宿泊事業法第12条）、住宅宿泊事業者が、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者以外の者に仲介を委託した場合、住宅宿泊事業法違反として業務改善命令等の対象となるとともに、50万円以下の罰金（住宅宿泊事業法第75条）等が科されることとな

¹ 2023年の摘発件数は全国で33件のみ（2024年2月25日日本経済新聞）

る。

この点、国土交通省のホームページによれば、令和5年3月28日時点で住宅宿泊仲介業者の登録事業者は102社であるところ、うち16社は外国の所在地で登録された外国事業者であり、エクスぺディア、アゴダ、ブッキングドットコムなどの著名な旅行サイトのほか、中国や香港の仲介業者も名を連ねる。

仮に外国法人が登録を受けずに住宅宿泊仲介業を行った場合、海外で行われた仲介行為を直接罰することが難しいとしても、住宅宿泊事業者が宿泊サービスの仲介を他人に委託する場合には登録を受けた住宅宿泊仲介業者でなければならないものとし、外国法人であっても登録を受けていなければ住宅宿泊事業者から宿泊サービスの仲介の依頼を受けることができないために、外国法人の登録が担保される仕組みは可能であり、かかる仕組みによって現に外国法人の住宅宿泊仲介業者の登録が進んでいる点は参考にすべきであると考ええる。

また、違法民泊疑いの件数は、住宅宿泊事業法施行前の平成30年3月末には7,933件だったものが、住宅宿泊事業法施行後の令和5年3月末には133件となっており、住宅宿泊事業法の効果として、違法民泊疑いの件数の大幅な減少がみられる²。

また、国土交通省自身も、住宅宿泊事業法の規制の事後評価において、登録制度の導入による違法民泊の疑い件数の減少をもって、不公正な取引等による宿泊者及び消費者等の損失の発生が防止されるという効果が発生したと説明している³。

このような事例をみれば、仲介業者の登録制を設け、違法行為を明確化し、罰則規定を設けるなどの対応により、違法行為の大幅な減少という実効性が確保できると考えられる。

他方で、現在の道路運送法ではドライバーを正犯とし、その余の関与者はいずれも幫助犯として突き上げ捜査をするほかなく、実際の検挙例も極めて低いという現状は看過できず、およそ立法論として無策でよいと放置できる状況にはないと考える。

白タク行為のための法規制の導入は必要不可欠であり、実効性も期待できることから、今般の法律制度の議論とあわせて検討すべきである。

以上

² 厚生労働省「平成29年度改正旅館業法の施行状況」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000824220.pdf>

厚生労働省「旅館業法違反のおそれがあると自治体が把握している事案」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001184332.pdf>

³ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）規制の事後評価書（要旨）

<https://www.mlit.go.jp/common/001466014.pdf>